# 生 徒 心 得

私たちは本校の教育方針にしたがいよりよい学園 の建設を目標とし日常生活のすべてがそれにふさわ しいよう行動する。

## 第1章 責 任

1 宿題等提出を求められた諸事は日限までに必ず 出す。

# 第2章 礼 儀

- 1 礼するときは姿勢を正し真心をもって行う。
- 2 学校の内外を問わず、本校の教職員に会ったと きは礼をする。
- 3 登校、下校の際は互いに進んで挨拶を交わす。
- 4 学校に来客のあったときは尊敬の心をもって礼 をする。
- 5 校長室,職員室,事務室等に入るときはまず戸 を軽くノックして許可を得て入室する。

### 第3章 言動

- 1 言葉遣いをはっきりていねいにする。
- 2 互いに人格を尊重する。
- 3 本校の生徒として明るく正しく行動をする。

## 第4章 服 装

- 1 服装は登下校を含み服装規定に定められたもの を着用する。
- 2 上下履きは定められたものを用いる。

- 3 頭髪は見苦しくないようにきれいにしておく。
- 4 室内では帽子, コート, マフラー, 手袋などは 着用しない。

# 第5章 清 潔

- 1 校舎校庭はいつでも清潔に保つ。ゴミの分別を 心がけ紙くず等を定められた場所に捨て、啖や唾 を叶かない。
- 2 清掃終了後は監督先生の点検を受ける。
- 3 トイレは常に注意して清潔にする。
- 4 土足で校舎内に入ったり上履きで校舎外に出な い。

### 第6章 保 健

- 1 体はいつも清潔にしておく。
- 2 酒類、タバコ、シンナー等の有害物(国の法律で禁止している)は私達の心身の健全なる発達を害するので所持したり、飲んだり、吸ったりしない。この様な行為を行った者は指導を受けることとなる。
- 3 学校内で病気や負傷したときはすぐに教職員に 連絡をする。
- 4 感染症の疑いがあるときは直ちに学校に連絡し 指示に従う。

### 第7章 所 持 品

- 1 身分証明書や生徒手帳は必ず持つ。
- 2 学習に関係しないものは持たない。
  - 3 自分の持ちものには必ず記名する。

- 4 多額の金銭や貴重品は持って来ない様にする。 もし持って来た時は担任にあずける。
- 5 物をなくしたり拾ったりした時は直ちに教職員 に届ける。

#### 第8章 通 学

- 1 始業前迄に登校する。
- 2 遅刻、早退、欠課をしたときは担任に届ける。
- 3 登下校の途中で病気や事故、災害のため登下校できないときは何らかの方法で学校と家庭に連絡する。
- 4 登下校の途中は、乗物によく注意をし交通規制 と交通道徳を守る。
- 5 電車,バス等の中では他人に迷惑をおよぼさないように気をつける。
- 6 自家用自動車並びにオートバイでの登校はしない。なお自転車で通学するときには、別記の通り手続きを行う。

## 第9章 家 庭

- 1 家庭への手紙その他連絡物は持って帰り保護者 に見せる。
- 2 登校すべき日に登校出来ない場合, その旨を学校に連絡をする。
- 3 自宅でないところから通学するものは保護者より学校長あてに届けを出す。
- 4 休暇中に宿泊旅行や事情があってアルバイトを する場合は、事前に保護者より学校長あてに届け を出す。

5 休暇中不測の事態が起こった時は学校に連絡を する。

#### 第10章 教室内

- 1 始業の合図がなった時には着席をし、学習の用 意を整える。
- 2 授業は学校で規定された服装で受ける。
- 3 授業の時は必ず教科書,ノートなどを指示に基づき用意する。
- 4 日々の学習は教室内で充分理解する習慣をつける。
- 5 定められた座席に着席する。
- 6 授業中は、勝手に話をしたり、さわいだり、授 業に関係のないことはしない。
- 7 遅刻した時は、入室許可証に記入し、許可を受けてから入室する。また授業中座席を離れたいときは先生の許しを得る。

## 第11章 校 内

- 1 学校の設備・器具等は大切に取扱うこと。もし 破損したり紛失したりした時は、置ちに先生に届 け出て指示にしたがう。
- 2 学校内の設備・器具等を使用したい時は先生の 許可を得て使用する。
- 3 非常防災用具ならびに電気,ガス設備等にはみ だりに手を触れない。
- 4 立入や運行を禁じてある所には入らない。
- 5 職員室等の入室は許可を得て入る。
- 6 自転車には必ず鍵をかけておく。

- 7 校内では自転車は定められた所におく。
- 8 登校後は無断外出はしない。もし外出しなければならない時は、外出許可書により先生の許可を 得る。
- 9 学校に非常事態がおこったときは何ごとによらず学校の指示によって行動する。
- 10 外来者と面会したい時は担任の許可を得る。
- 11, 自動販売機の利用とゴミの始末は学校の指示を守る。

## 第12章 実 習

- 1 実習は専門分野に関する技術を習得し経営と管理について理解をするとともに、自ら進んで研究的な態度で行う。
- 2 実習の時は必ず定められた服装を着用し、集合 時間を守り規則正しく整列する。
- 3 実習を欠席、見学、早退したいときは、前もって指導の先生の許可を受ける。
- 4 機械器具は大切に取り扱い,実習が終わったら きれいにし所定の場所に整頓してから集合する。
- 5 実習中は安全衛生に十分注意する。
- 6 休業中の当番を欠席した場合は、期間中に代替する。
- 7 休日当番などで登下校の際は、制服を正しく着 用する。
- 8 ロッカーは3年間大切に使用する。
- 9 実習服等を紛失又は、更新したい時には、担当 の先生に申し出る。

### 第13章 諸 手 続

- 1 生徒は、退学・休学・復学及び転学する場合、 担任に申し出て、別に定める様式により願出を提 出する。
- 2 生徒は、生徒・保護者及び保証人等の身上事項 に異動が生じた場合身上事項異動届を担任に提出 する。
- 3 生徒は、学生割引証、諸証明書及び調査書の交 付を受けようとする場合、担任に申し出て、それ ぞれの交付願により願出を提出する。
- 4 次の届は生徒手帳後葉の諸届欄に記入し担任に 提出する。

ア欠席届

イ 遅 刻 届

ウ早退届

工忌引届

5 次の届は担任より用紙を受け取り必要事項を記 入し、担任に提出する。

ア アルバイト届

イ 旅 行 届

ウ 自転車通学許可届

工 外出許可届

オ早退届

力異装届

第14章 携帯電話・携帯端末・イン ターネット

1 トラブルに巻き込まれないための注意事項

- フィルタリング (アクセス制限) サービスを 積極的に利用する。
   出会い系サイト等は「見ない」「書き込まない」
- 「絶対に会わない」

  ③ 身に覚えのないメールは削除して絶対に返信
- ③ 身に覚えのないメールは削除して絶対に返信しない。
- 2 加害者にならないための注意事項① SNSなどには個人情報や顔写真は書き込まない。また、情報を拡散させない。
  - ② プログや掲示板に書き込み、メールなど人を 傷つけるようなメールは絶対にしない。
  - 3 犯行予告などいたずら書き込みは絶対にしない。4 購入前の本は絶対に掲影しない。
  - (5) 違法サイトへ音楽や映像をアップロードしな
- い。
  3 公共の場での注意事項
- ① 授業中,試験中は使用しない。試験中は電源を切りカバンの中に入れる。
- ② 病院内ではマナーモードに設定し、通話をしない。
- ③ 電車やバスなどではマナーモードに設定し、 通話をしかい。また優生度付近では雲道を切る
- 通話をしない。また優先席付近では電源を切る。 ④ ホテルやロビーなど静かな場所では声の大き
- (4) ホアルやロビーなど肝がな場所では声のか さに気をつける。 (5) 自転車や歩行中は使用しない。
- ⑥ お店や教室などで勝手に充電しない。

#### 忌引きの扱いについて

忌引き(死亡に伴う葬儀等)について 父母…7日 祖父母,兄弟姉妹…3日 怕叔父母…1日

※遠隔地の場合は、前後1日を追加することができる。

※父母以外の者が保護者・後見人になっている場合には、父母の規定に準拠する。 ※法事については適用しない。

忌引きに該当する場合には、速やかに担任に連絡 すること。

## 服装規定



※女子は冬,夏服ともスカートに代替し、スラック スの着用を可とする。

生徒は本校規定の服装をし清潔、端正に心掛ける。 加工等は行わない。

#### 1 男子服装

冬服 黒の標準型詰禁学生服を正しく着用する。 学生服には校章と規定のボタンをつける。 変型服は許可しない。学生服の下は白のワ イシャツ又は開襟シャツを基準とするが、 白のボタンダウンのワイシャツも着用して よい。

夏服 上着を脱ぎ、白のワイシャツを基準とする が、白のボタンダウンのワイシャツも着用 してよい。 校章 上着に校章をつける。その他のバッジ類は 係の許可を得てつける。

#### 2 女子の服装

冬服 規定の濃紺色背広型上着,及びベスト,ス カートもしくはスラックス,白のワイシャ ツを基準とする。

(白のボタンダウンのワイシャツを着用してもよい)

夏服 上着を脱ぎ、白のワイシャツのみとするが、 白のボタンダウンのワイシャツを着用して もよい。ただし、ワイシャツ類は丈の長い ものを用いてスカートもしくはスラックス の中に入れる。ワイシャツの上は、規定の 濃紺ベストに限り着用してもよい。 ※スカートの長さは膝を標準とする。

校章 男子に準ずる。

靴下 無地のソックスを基準とする。

#### 3 着用期間

冬服 10月1日から5月31日まで 夏服 6月1日から9月30日まで

※ただし、学校の指示による移行期間中は、どち らの制服を着用してもよい。

## 4 防寒具及び雨具

必ず制服を着用し、防寒・雨具は補助的に用いる。 防寒の観点から、上着の下に白・グレー・紺・黒 色の無地のセーター・カーディガン・トレーナー の着用を認める。

## 5 頭 髪

髪型は男女とも、 高校生らしい品位のある型に

する。 禁止事項として理由の如何を問わず、男女とも 頭髪の加工 (パーマ・毛染め・脱色)を禁止する。

6 履 物

革靴あるいはスポーツシューズを使用する。 7 カ バ ン

カバンの指定はない。

8 化粧・アクセサリー 理由の加何を関わず禁止する

理由の如何を問わず禁止する。

9 実習服装

規定の実習服を着用する。

男子 帽子…規定の実習帽を着用する。 実習服…規定の実習服を着用する。

実習シャツ…規定の実習シャツを着用する。 女子 帽子…規定の実習帽を着用する。

女子 帽子…規定の美質帽を有用する。 実習服…規定の実習服を着用する。 実習シャツ…相定の実習シャツを差田する

実習シャツ…規定の実習シャツを着用する。 その他については学校で定めたもの。

10 運動服装

学校で指示したものを着用する。

11 異装届